

協会通知

令和7年度 全ト協「血圧計導入」の助成金について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 申請受付期間

本助成事業の実施期間は、令和7年4月1日～令和8年2月20日までとする。

※なお、上記期間内であっても、限度額に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

3. 助成対象者

全ト協が認めた機器（血圧計）を、買取り（一括・割賦）にて新たに設置した鳥取県トラック協会の会員事業者（中小企業者※）に対し助成する。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 対象装置

助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

5. 助成額・予算枠

（1）全ト協助成額 血圧計の取得価格の1/2・上限5万円

1事業所あたり1台まで

※なお取得価格に消費税は含まれず、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格も含まない。

※国等から補助金が交付された場合は、全ト協の助成金を交付しない。

（2）全国予算額 3千万円 約600台

※上記期間内であっても、予算に達した地点で、申請受付を終了する。

6. 実績報告期限 令和8年2月20日（金）

（1）血圧計導入促進助成事業実績報告書

（2）請求書（写）（機器のメーカー名・機器名・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの）

（3）領収を確認できるもの（領収書等（写））（割賦販売の場合も販売会社が発行したものがが必要です。）

（4）事業報告書の写し（中小企業者であることが確認できる書類（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページの写し））

7. 申請をされる方は、交付要綱・申請書類・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL：<https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 南條 TEL 0857-22-2694